

八代市循環型社会形成推進地域計画

八代市

平成22年9月8日

平成24年3月5日変更

平成25年3月1日変更

平成26年3月20日変更

八代市循環型社会形成推進地域計画

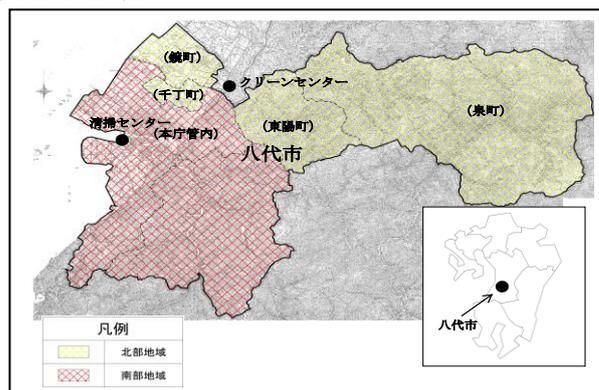
<目次>

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	・・・・・・・・ 2
	(1) 対象地域等	
	(2) 計画期間	
	(3) 基本的な方向	
	(4) 広域化の検討	
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	・・・・・・・・ 3
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状	
	(2) 生活排水の処理の現状	
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標	
	(4) 生活排水処理の目標	
3	施策の内容	・・・・・・・・ 8
	(1) 発生抑制、再使用の推進	
	(2) 処理体制	
	(3) 処理施設等の整備	
	(4) 施設整備に関する計画支援事業	
	(5) その他の施策	
4	計画のフォローアップと事後評価	・・・・・・・・ 16
	(1) 計画のフォローアップ	
	(2) 事後評価及び計画の見直し	

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村 八代市
面積 680.60 km²
人口 134,447 人
(平成22年4月末日現在)



※八代市は、平成17年8月1日に八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の1市2町3村の合併により現市域となっている。

(2) 計画期間

本計画は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

八代市は、熊本県南に位置し、人口13万人を擁する県下第2の都市である。国産の8割を占める豊表の生産を中心に、晩白柚やトマト等全国でも高い生産性を誇る農業を展開している。また、県下最大の国際貿易港「八代港」を有しており、飼料、紙パルプなどの製造業のほか運輸業、卸売業を中心に物流拠点として展開している。

本市では、国の指針に基づき、平成19年5月に「八代市一般廃棄物処理基本計画〈ごみ編〉」(以下、「基本計画」という。)を策定し、ごみの減量化・リサイクルについての方向を定めた。

家庭系廃棄物については、すでに平成11年4月に燃えるごみの有料指定袋制度の導入、また市民の協力のもと、「資源の日」を設定し、21分別収集を実施するなど、ごみの減量化・リサイクルに努めている。さらに出前講座の開催やリサイクル推進協力店制度など、市民へのごみ分別の啓発を進め、循環型社会に相応しい廃棄物処理システムの構築を図る。

事業系一般廃棄物については、多量排出事業者におけるリサイクルマネージャーの設置や減量計画の作成等の指導及び助言や、回収拠点場所としての協力体制の構築等を通して、その発生抑制や再生利用の推進を図る。

排出されたごみの適正処理に必要な施設整備については、老朽化のため新たな施設が必要となる焼却施設(八代市清掃センター:本庁管内、坂本町分を処理)の代替施設を、現在、八代生活環境事務組合に委託している八代市のごみ(千丁町、鏡町、東陽町、泉町分)も合わせて処理する施設として整備する。

(4) 広域化の検討

本市における現在のごみ処理の現状は、北部地域（千丁町、鏡町、東陽町、泉町）を八代生活環境事務組合（構成市町：八代市、氷川町）が運営するクリーンセンターに処理を委託し、南部地域（本庁管内、坂本町）を八代市清掃センターで処理を行っており、平成29年度を達成年度として、市全域のごみ処理を集約化した施設整備を計画する。なお、クリーンセンターにおいては、氷川町のごみも処理されており、現在、氷川町と広域化に関する協議を行っている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成21年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1の通りである。

総排出量は、集団回収量も含め、46,855トンであり、再生利用される「総資源化量7,687トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は16.4%である。

中間処理による減量化量は30,962トンであり、集団回収量を除いた排出量の概ね71%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約19%にあたる8,206トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は38,745トンである。各焼却施設では、温水の場内利用を行っており、氷川町にあるクリーンセンターでは、八代生活環境事務組合で運営している銭湯を地域住民向けに開放している。

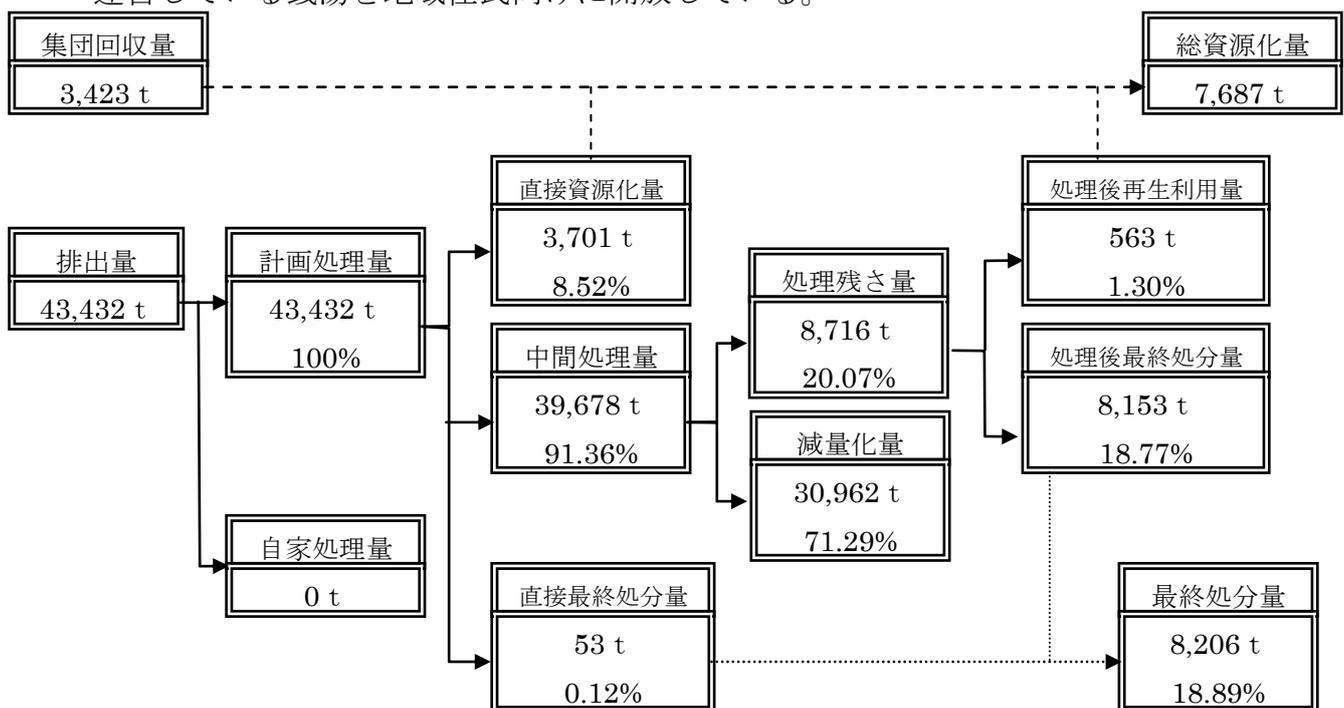


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（数値は平成21年度の速報値）

(2) 生活排水の処理の現状

平成21年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で134,447人であり、水洗化人口は、62,599人、汚水衛生処理率46.6%である。

し尿発生量は14,182kl/年、浄化槽汚泥発生量は、40,581kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は、54,763kl/年である。

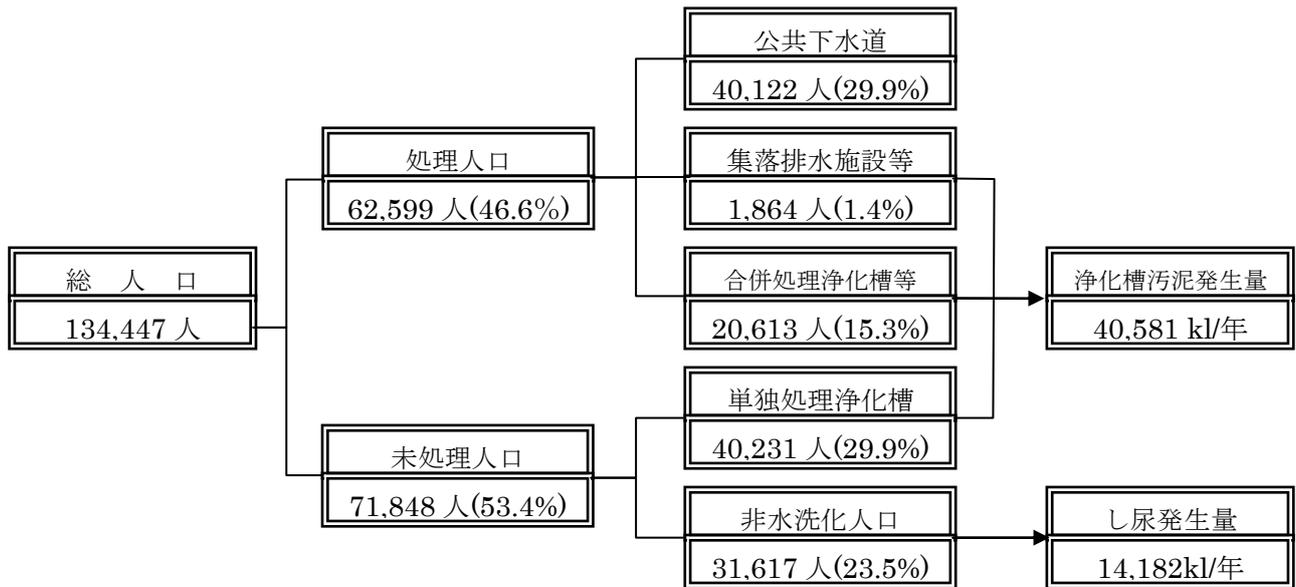


図2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1

指標		現状(割合 ^{※1}) (平成21年度)	目標(割合 ^{※1}) (平成27年度)
人口		134,447人	127,616人
総排出量 ^{※4}		43,432t	41,245t (-5.0%)
1人1日あたりの排出量 ^{※5}		885g	885g (0.0%)
排出量	事業系	総排出量	15,304t (-1.3%)
		1事業所あたりの排出量 ^{※2}	1.76t/事業所 (-0.6%)
	家庭系	総排出量	28,128t (-7.0%)
		資源化量	3,528t (-3.6%)
		1人あたりの排出量 ^{※3}	183kg/人 (-2.6%)
		1人1日あたりの量	501g (-2.6%)
再生 利用量	直接資源化量	3,701t 8.5%	3,606t 8.7%
	総資源化量	7,687t 17.7%	9,827t 23.8%
	再生利用率	16%	21%
集団回収量		3,423t 7.9%	5,550t 13.5%
熱回収量		0MWh	0MWh
減量化量 (中間処理による減量化量)		30,926t 71.2%	29,335t 71.1%
最終処分量 (埋立最終処分量)		8,206t 18.9%	7,633t 18.5%

※ () 内は現状比、**太字**は総排出量比

※平成21年度の数値は速報値。

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 (総排出量) = (事業系排出量) + (家庭系排出量)

※5 (1人1日あたりのごみ排出量) = {(総排出量) + (集団回収量)} / (人口) / 365日 × 10⁶

※6 (1人1日あたり家庭から排出されるごみの量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口) / 365日 × 10⁶

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収量を除く) [単位：トン]

総排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収量を含む) [単位：トン]

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成21年度実績	平成27年度目標
処理形態別人口	公共下水道	40,122人(29.8%)	51,760人(40.8%)
	農業集落排水施設等	1,864人(1.4%)	1,947人(1.5%)
	合併処理浄化槽等	20,613人(15.3%)	20,719人(16.3%)
	未処理人口	71,848人(53.4%)	52,483人(41.4%)
	合計	134,447人	126,909人
し尿汚泥量	汲み取りし尿量	14,182kl	9,892kl
	浄化槽汚泥量	40,581kl	34,456kl
	合計	54,763kl	44,348kl

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 処理手数料等の検討

現在、事業系については、従量制により課金し、直接持込方式により処理手数料を徴収している。家庭系については、平成11年度より燃えるごみの有料指定袋制度を導入している。

今後は、排出抑制に努め、家庭系においては、有料指定袋の料金及び事業系においては、処理手数料の見直しを検討する。

イ 環境教育・普及啓発

廃棄物処理に関する環境学習や情報提供及び3Rの浸透と定着を促すため、施設への見学者の受入れに努めるとともに、広報誌への掲載、パンフレットやポスターの配布を行いながら、地域の目標となる循環型社会の構築、快適で衛生的な生活環境の保全に努める。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

レジ袋は家庭から出るプラスチック製容器包装の約1割を占めており、レジ袋削減のため、マイバッグの効果的な利用法や利便性を啓発するため、毎年10月を「マイバッグキャンペーン月間」に位置付け、小学生に対する環境学習の一環としてポスターコンクール、標語コンクールなどを継続して実施する。

エ リサイクル推進

販売事業者と連携し、マイバッグ運動や簡易包装、資源回収など、市民のごみ減量化の取り組みを支援していくことで、地域全体としての循環型社会形成の推進を図る。

また、八代市では、このような活動を支援する小売店の中から、一定の基準を満たす店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、ごみの発生抑制や減量化の促進を図っており、この店舗数の拡大に努める。

オ 生ごみ対策

燃えるごみの約43%を占めている生ごみについては、多くの水分を含んでいるため、生ごみの水切りは、ごみ減量に大きく寄与する。ごみ減量の第一歩として、水切りの実践を継続して市民に広く呼びかける。

また、現在行っている家庭用の生ごみ堆肥化容器及び電気式生ごみ処理機の設置に対する助成を継続することにより、燃えるごみ中の生ごみを削減し、堆肥としての有効利用の促進を図る。

カ 資源分別の徹底（燃えるごみの排出抑制）

八代市では、「資源の日」として資源物の21分別を実施しており、資源分別の徹底を推進するため、リーフレットや広報紙、ホームページ等による啓発を行っているが、燃えるごみの中の約4分の1を資源物が占めている。今後は、啓発用チラシの配布や出前講座の充実などにより、さらなる啓発の強化を図り、資源化率の向上に努める。

（2）処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

八代市では、資源物の21分別を実施しており、今後、資源分別品目や収集回数等の再検討を行い、分別の徹底に努める。また、再生利用の困難なごみについては新たに整備する熱回収推進施設において、熱回収による減量化を図る。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、事業者による直接搬入、及び、収集運搬の許可業者による搬入を受入れている。今後は、搬入の際の手数料の検討を行いながら、主に多量排出事業所の排出抑制・資源化並びに適正処理の促進に努める。

ウ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道による生活排水処理を軸に、整備計画による接続の推進に努める。また、公共下水道の整備を当分予定されていない区域については、水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため合併浄化槽による生活排水処理を推進する。

エ 今後の処理体制の要点

- 分別の徹底による資源化の促進及び熱回収による減量化の推進。
- 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化並びに適正処理の促進。
- 公共下水道接続への整備の推進並びに公共下水道整備が困難な地域における水質汚濁防止及び生活環境の保全を図るため、今後とも浄化槽の整備を進める。

表3 八代市の家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成21年度）

【清掃センター】

分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績〔t〕		
燃えるごみ		焼却	清掃センター	29,621		
資源物	透明ビン	売却	民間施設	342		
	茶ビン			405		
	その他の色ビン			110		
	生きビン			11		
	衣類と布類			136		
	ペットボトル			175		
	ペットボトルのフタ			9		
	白色トレイ			19		
	紙パック			252		
	段ボール			197		
	新聞・チラシ			188		
	雑誌・雑紙			121		
	プラスチック製容器包装			清掃センターで選別後、 容リ協を通じて再商品化	83	
	紙製容器包装			218		
	缶類			圧縮→梱包 →売却	清掃センター →民間施設	アルミ 53
	金属製のフタ					鉄類 541
なべ・金物	破砕選別後 資源→売却 可燃物→焼却	破砕・選別・売却 →清掃センター 資源→民間施設	蛍光管 15			
ガラス・陶磁器類			乾電池 6			
有害危険物			最終処分 369			
小型電気製品類						
中型ごみ	焼却 2,147					
直接持ち込み						
樹木剪定くず	資源化	堆肥化→民間施設	626			

※分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを別紙により説明。

※数値は平成21年度の速報値。

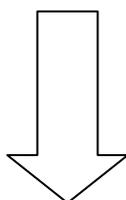
現状（平成21年度）

【クリーンセンター】

分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績〔t〕	
燃えるごみ		焼却	クリーンセンター	5,046	
直接持ち込み				1,932	
資 源 物	生きビン	売却	民間施設	207	
	透明ビン				
	茶ビン				
	その他の色ビン				
	白色トレイ	3			
	缶類	リ サ イ ク ル	圧縮→梱包 →売却	クリーンセンター →民間施設	58
	ペットボトル				30
	ペットボトルのフタ	売却	民間施設	4	
	金属製のフタ			26	
	衣類と布類			5	
	紙パック			50	
	段ボール			153	
	新聞・チラシ			93	
	雑誌・雑紙			24	
	プラスチック製容器包装			14	
	紙製容器包装			42	
	小型電気製品類			33	
	中型ごみ			下鉄	42
	なべ・金物			粗大金属	33
	ガラス・陶磁器類			複 合	不燃物→最終 処分 資源→売却
有害危険物	乾電池	15			

※分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを別紙により説明。

※数値は平成21年度の速報値。（クリーンセンターにおける八代市分の数値を記載）



今後（平成27年度）

【清掃センター】

分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績〔t〕		
燃えるごみ		焼却	清掃センター	28,014		
資源物	透明ビン	売却	民間施設	296		
	茶ビン			352		
	その他の色ビン			95		
	生きビン			10		
	衣類と布類			117		
	ペットボトル			151		
	ペットボトルのフタ			8		
	白色トレイ			16		
	紙パック			219		
	段ボール			170		
	新聞・チラシ			163		
	雑誌・雑紙			144		
	プラスチック製容器包装			清掃センターで選別後、 容リ協を通じて再商品化	99	
	紙製容器包装			260		
	缶類			圧縮→梱包 →売却	清掃センター →民間施設	アルミ 63
	金属製のフタ					鉄類 471
なべ・金物	破砕選別後 資源→売却 可燃物→焼却	破砕・選別・売却 →清掃センター 資源→民間施設	蛍光管 13			
ガラス・陶磁器類			乾電池 5			
有害危険物			最終処分 341			
小型電気製品類						
中型ごみ	焼却 1,983					
直接持ち込み						
樹木剪定くず	資源化	堆肥化→民間施設	941			

※本計画期間中（H22～H26）の目標値であり、施設整備後のについては、次期計画分（H27～H31）に記載する。

今後（平成27年度）

【クリーンセンター】

分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績〔t〕	
燃えるごみ		焼却	クリーンセンター	4,772	
直接持ち込み				1,827	
資 源 物	生きビン	リ サ イ ク ル	売却	民間施設	179
	透明ビン		容り協を通じて再商品化		
	茶ビン				
	その他の色ビン				
	白色トレイ				
	缶類	リ サ	圧縮→梱包 →売却	クリーンセンター →民間施設	69
	ペットボトル				36
	ペットボトルのフタ	イ ク ル	売却	民間施設	3
	金属製のフタ				23
	衣類と布類				4
	紙パック				43
	段ボール				133
	新聞・チラシ				81
	雑誌・雑紙				21
	プラスチック製容器包装				12
	紙製容器包装				下鉄 36 粗大金属 28
	小型電気製品類				
	中型ごみ	複 合	不燃物→最終 処分 資源→売却	クリーンセンター 民間施設	残渣 30
	なべ・金物				乾電池 13
	ガラス・陶磁器類				
有害危険物					

※目標値はクリーンセンターにおける八代市分の数値を記載。

※本計画期間中（H22～H26）の目標値であり、施設整備後のについては、次期計画分（H27～H31）に記載する。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設	環境センター建設事業	134 t/日	八代市港町 (県有地、国有地)	H28～H29 ^{*1}
2	マテリアルリサイクル推進施設	環境センター建設事業	約 4,000 m ²	八代市港町 (県有地、国有地)	H28～H29 ^{*1}

※1 事業期間は次期計画分の H27～H31 も含めて記載している。

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化のため。

事業番号2 資源化を促進するため。

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数 (基) (平成21年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置 整備事業	3,862	1,250	23,228	H22～ H26
	浄化槽市町村 整備推進事業	401	500	1,621	H22～ H26
	その他地方 単独事業	0	0	0	—
	合計	4,263	1,750	24,849	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3 1	環境センター建設事業（事業番号 1）に係る環境影響評価業務	環境影響評価	H22～H25
	環境センター建設事業（事業番号 1）に係る処理システム技術支援及び基本設計策定業務	処理方式の検討・機種選定・発注仕様書作成・施設基本設計・造成計画	H22～H23
	環境センター建設事業（事業番号 1）に係る地質・測量調査業務	地質・測量調査	H22～H26
	環境センター建設事業（事業番号 1）に係る PFI 等事業者選定アドバイザー業務委託	事業者選定	H24～H26
	環境センター建設事業（事業番号 1）に係る実施設計業務	実施設計	H26～H27*1
3 2	環境センター建設事業（事業番号 2）に係る実施設計	実施設計	H26～H27*1

※1 事業期間は次期計画分の H27～H31 も含めて記載している。

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄対策

八代市では、不法投棄を抑制するため、市のホームページ、広報紙を活用した啓発や、早朝・日中・夜間における不法投棄パトロールを行うとともに、保健所や警察との連携による不法投棄防止対策の強化を図っている。さらに不法投棄禁止看板を保健所、警察、市の連名で作成し、再発防止に取り組んでいる。

また、ボランティアによる不法投棄監視員を募集するなど市民と協働し、不法投棄の監視体制を築きながら、市内の不法投棄撲滅に取り組んでいる。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

八代市では、災害廃棄物処理計画を策定中であり、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、周辺地域及び各種団体との連携体制を構築する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

八代市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、熊本県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

5. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

◎ 循環型社会形成推進地域計画

(添付資料) ・ 対象地域図 ・ 目標の設定に関するグラフ等 ・ 分別区分説明資料
 ・ 現有処理施設の概要

○ 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

(添付資料) ・ 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ (計画開始前 5~10 年程度から計画終了年度まで各年ごと)
 ・ 地域内の施設の現況と予定 (位置図)

○ 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

(地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)

○ 様式3 地域の循環型社会形成に向けた施策の一覧

◇ その他参考資料として以下のものを添付。

使用する様式	対象とする施設整備、事業
参考資料様式1 施設概要 (リサイクル施設系)	容器包装リサイクル施設、リサイクルセンター、ストックヤード
参考資料様式2 施設概要 (熱回収施設系)	熱回収施設
参考資料様式5 施設概要 (浄化槽系)	浄化槽設置、浄化槽市町村整備推進事業
参考資料様式6 計画支援概要	施設整備に関する計画支援事業